

# 産業廃棄物処分業許可証

住 所 北九州市若松区南二島四丁目5番12号

氏 名 株式会社 九州産廃処理センター

（法人にあつては名称及び代表者の氏名） 代表取締役 稲葉 進

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

北九州市長 武 内 和 久



許 可 の 年 月 日 令和 5年 8月 2日  
許 可 の 有 効 年 月 日 令和 10年 8月 1日

## 1. 事業の範囲

### 事業の区分

中間処理業（コンクリート固化、中和）

### 産業廃棄物の種類

コンクリート固化

燃え殻、汚泥、廃アルカリ、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、  
金属くず（自動車等破砕物を除く。）、  
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、  
鋳さい、がれき類、ダスト類、政令第2条第13号廃棄物  
以上10種類（水銀使用製品産業廃棄物を除き、水銀含有ばいじん等を含む。）  
（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

中和

廃酸、廃アルカリ

以上2種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）  
（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

## 2. 事業の用に供するすべての施設

別紙のとおり

## 3. 許可の条件

なし

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成 5年 8月 2日	新規許可	平成10年 8月 2日	更新許可
平成15年 8月 2日	更新許可	平成20年 8月 2日	更新許可
平成25年 8月 2日	更新許可	平成30年 8月 2日	更新許可
令和 5年 8月 2日	更新許可		

## 5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無

## 2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類：コンクリート固化施設

産業廃棄物の種類：燃え殻、汚泥、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、  
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、  
鉱さい、がれき類、ダスト類、政令第2条第13号廃棄物  
以上10種類

設置場所：北九州市若松区南二島四丁目495番126

設置年月日：平成5年8月2日

処理能力：燃え殻 1日あたり72トン（8時間）  
汚泥 1日あたり50立方メートル（8時間）  
廃アルカリ 1日あたり20立方メートル（8時間）  
廃プラスチック類 1日あたり50トン（8時間）  
金属くず 1日あたり72トン（8時間）  
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 1日あたり72トン（8時間）  
鉱さい 1日あたり72トン（8時間）  
がれき類 1日あたり72トン（8時間）  
ダスト類 1日あたり72トン（8時間）  
政令第2条第13号廃棄物 1日あたり72トン（8時間）

施設の種類：中和施設

産業廃棄物の種類：廃酸、廃アルカリ  
以上2種類

設置場所：北九州市若松区南二島四丁目495番126

設置年月日：平成5年8月2日

処理能力：廃酸 1日あたり2立方メートル（8時間）  
廃アルカリ 1日あたり2立方メートル（8時間）

以下余白

